

「モバイル市場の競争促進のための措置に関する検討事項」について (通信料金と端末代金の完全分離・行き過ぎた囲い込みの禁止関係)

一般社団法人 全国携帯電話販売代理店協会
National Association of Mobile-phone Distributors

東京都渋谷区恵比寿四丁目4番7号
第6伊藤ビル3F
TEL:03-6455-7200 FAX:03-6455-7270

会長 澁谷 年史 (株式会社ティーガイア 代表取締役会長)

全携協からの意見①

1. 禁止行為規律の対象となる電気通信事業者の指定について

- ・ 完全分離と非完全分離が混在することによる消費者の混乱を回避するためにも、対象事業者は **MVNOも含めた全事業者であるべき**と考えます。

2. 「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」の見直しの方向性について

- ① そもそも電気通信事業法に基づく総務省令やガイドラインは通信役務利用者に対しての場合しか規制をかけられないと思われまので、ルールが形骸化することを懸念します。

例えば、キャリアショップでは(基本的にそのキャリアの通信役務利用者か利用者になる予定の方が来店されるので)端末購入補助のガイドラインが適用されるケースが大半だが、複数キャリアを扱う販路ではiPhoneのように全キャリアから同じ商品を仕入れているため、販売する際に“キャリアを問わず”と謳えばガイドラインを無視した端末の値付けが行えるのではないか。

従い、キャリア及び届出を行った販売代理店が行う端末購入補助については全てガイドラインが適用されるような仕組みをご検討いただきたいと思います。

(キャリアショップに対しても、その他の販路に対しても、公正かつ厳正なガイドラインの適用をお願いしたいと思います。)

- ② 現行の例外規定のうち、「端末の販売状況等を踏まえて在庫の端末の円滑な販売を図ることが必要な場合」については引き続き維持する形でご検討をお願いしたいと思います。
特に今後は販売代理店もガイドラインの対象となると思いますので、一般の商慣習としても売れ残った商品を安売りするように、**販売代理店が必要最小限の在庫処分を行えるような仕組みのご検討をお願いいたします。**

- ③ 現行の例外規定のうち、「携帯電話の通信方式の変更若しくは周波数帯の移行を伴う場合」については、引き続き維持する形でご検討をお願いしたいと思います。

今後諸外国との競争が始まる5Gを活用したさまざまな経済活動を促進させていくためには、まずは5Gに対応した端末を普及させることが必要になります。つきましては、5Gの普及が適切に進むよう(諸外国に比してイノベーションが停滞することのないよう)、3G・4Gから5G対応端末へのマイグレーション(乗り換え)については、むしろ活性化するような総務省令等のご検討をお願いいたします。

あるいは、5G対応端末の端末購入補助については、過度にならない程度で、一定の有利な条件をご検討いただきたいと思います。

改めて、キャリアショップとは

キャリアショップは…

キャリアショップで働くスタッフは、全員が各キャリアの認定資格を取得しています。



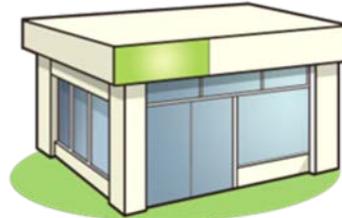
高齢者が安心してスマホを使いこなせるようにスマホ教室を開催しています。



青少年が利用する端末にはフィルタリングの設定作業を無償で行ってます。



街で見かけるキャリアショップの
99.7%は販売代理店が運営。
しかしながら、利益率は**2~3%**。
1社1、2店の運営が4割。
わたしたちにはキャリアほどの
体力がありません。



災害時には充電や電池パックを
求めるお客様で長蛇の列に。
(北海道胆振東部地震の当日)

更に全携協会員は…

あんしんショップで働くスタッフは全員消費者保護の専門教育を受けています



小中高等学校に派遣するeネットキャラバン講師の3分の1は全携協のボランティア。



自主的に年3.5万件の苦情を集め、キャリアに改善提案を実施しています。



全携協からの意見②

◇ 2019年度の法改正の目的

完全分離の導入等によるモバイル市場の競争の促進。(通信料金の引き下げ)

◇ 2019年度の法改正で想定される影響

2年毎の端末買替需要喚起がなくなることによる、買替スパンの長期化

契約者数1.6億 ÷ 平均使用年数4.3年 = 年37.2百万台の買替需要(2018年度)

契約者数1.6億 ÷ 平均使用年数5.0年 = 年32.0百万台の買替需要(▲14.0%)

契約者数1.6億 ÷ 平均使用年数5.5年 = 年29.0百万台の買替需要(▲22.0%)

※ 平均使用年数 … 内閣府・主要耐久消費財の耐用年数(携帯電話・2018年3月調査)より

◇ 中間報告書(モバイル市場の競争環境に関する研究会、P17)

「また、通信料金の端末代金の完全分離等の料金プランの見直し等により、**販売代理店における業務の在り方が変化**していくことも想定される。販売代理店は、利用者と直接接する重要な役割を担っており、地域の拠点としても、その重要性は高いものである。その果たす役割をはじめ、販売代理店の在り方について、電気通信事業者、販売代理店等の関係者において十分な検討と意識の共有が行われることが望まれる。」

[全携協の意見(有識者・総務省・関係事業者/団体へのご協力のお願い)]

今回の法改正を契機に、私たち販売代理店は今までよりも更に「顧客へのより良いサービス提供を競い合うような**質の競争**(消費者保護WG中間報告書P37~38)」を実現していきたいと考えます。